

## 1. 議事日程

〔平成23年第4回安芸高田市議会12月定例会第1日目〕

平成23年12月 8日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                       |
| 日程第2  | 会期の決定  |
| 日程第3  | 議案第84号 安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例               |
| 日程第4  | 議案第85号 安芸高田市公文書等の管理に関する条例                        |
| 日程第5  | 議案第86号 安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例 |
| 日程第6  | 議案第87号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例              |
| 日程第7  | 議案第88号 安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例              |
| 日程第8  | 議案第89号 安芸高田市美土里山村開発センター条例を廃止する条例                 |
| 日程第9  | 議案第90号 安芸高田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例            |
| 日程第10 | 議案第91号 安芸高田市老人憩の家設置及び管理条例を廃止する条例                 |
| 日程第11 | 議案第92号 土地改良事業の廃止について                             |
| 日程第12 | 議案第93号 字の区域の変更について【経営体育成基盤整備事業小原2期地区（下迫工区）】      |
| 日程第13 | 議案第94号 安芸高田市市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例     |
| 日程第14 | 議案第95号 安芸高田市定住促進団地の分譲に関する条例                      |
| 日程第15 | 議案第96号 安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例                      |
| 日程第16 | 議案第97号 安芸高田市公民館条例の一部を改正する条例                      |
| 日程第17 | 議案第98号 安芸高田市向原若者定住環境整備施設設置及び管理条例を廃止する条例          |
| 日程第18 | 議案第99号 平成23年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）                  |
| 日程第19 | 議案第100号 平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）           |
| 日程第20 | 議案第101号 平成23年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）          |
| 日程第21 | 議案第102号 平成23年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）             |
| 日程第22 | 議案第103号 平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第2号）           |
| 日程第23 | 議案第104号 平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）          |
| 日程第24 | 議案第105号 平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）    |

- 日程第 2 5 議案第106号 平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 2 6 議案第107号 平成23年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 2 7 議案第108号 平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 2 8 議案第109号 平成23年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 前 重 昌 敬 | 2 番  | 石 飛 慶 久 |
| 3 番  | 児 玉 史 則 | 4 番  | 大 下 正 幸 |
| 6 番  | 水 戸 眞 悟 | 7 番  | 先 川 和 幸 |
| 8 番  | 山 根 温 子 | 9 番  | 宍 戸 邦 夫 |
| 10 番 | 山 本 優   | 11 番 | 前 川 正 昭 |
| 12 番 | 秋 田 雅 朝 | 13 番 | 赤 川 三 郎 |
| 14 番 | 青 原 敏 治 | 15 番 | 金 行 哲 昭 |
| 16 番 | 入 本 和 男 | 17 番 | 今 村 義 照 |
| 18 番 | 亀 岡 等   | 19 番 | 塚 本 近   |
| 20 番 | 藤 井 昌 之 |      |         |

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 3 番 | 児 玉 史 則 | 4 番 | 大 下 正 幸 |
|-----|---------|-----|---------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

|                           |         |             |           |
|---------------------------|---------|-------------|-----------|
| 市 長                       | 浜 田 一 義 | 副 市 長       | 藤 川 幸 典   |
| 教 育 長                     | 佐 藤 勝   | 総 務 部 長     | 沖 野 文 雄   |
| 企 画 振 興 部 長               | 竹 本 峰 昭 | 市 民 部 長     | 新 川 昭 夫   |
| 福 祉 保 健 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長 | 武 岡 隆 文 | 産 業 振 興 部 長 | 清 水 勝     |
| 建 設 部 長 兼 公 営 企 業 部 長     | 河 野 正 治 | 教 育 次 長     | 沖 野 和 明   |
| 消 防 長                     | 光 下 正 則 | 会 計 管 理 者   | 森 川 薰     |
| 八 千 代 支 所 長               | 藤 本 宏 良 | 美 土 里 支 所 長 | 小 笠 原 義 和 |
| 高 宮 支 所 長                 | 藤 井 静 雄 | 甲 田 支 所 長   | 益 田 茂 樹   |
| 総 務 課 長                   | 杉 安 明 彦 | 行 政 経 営 課 長 | 西 岡 保 典   |
| 政 策 企 画 課 長               | 山 平 修   |             |           |

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

|       |       |        |       |
|-------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 立田 昭男 | 事務局 次長 | 外輪 勇三 |
| 主 査   | 森岡 雅昭 | 専 門 員  | 藤堂 洋介 |



午前 10時00分 開会

- 藤井議長 それでは定刻になりました。  
ただいまの出席議員は19名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年第4回安芸高田市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。  
立田事務局長。
- 立田事務局長 それでは、諸般の報告をいたします。  
第1点、市長並びに教育委員長より本定例会に説明員として出席委任するものの職氏名の一覧表が提出されております。  
第2点、市長より3,000万円以上、1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について、2件の報告がありました。  
第3点、監査委員より平成23年9月分及び10月分の例月出納検査の報告がありました。  
それぞれの写しをお手元に配布いたしておりますので御了承ください。  
以上で諸般の報告を終わります。
- 藤井議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において3番 児玉史則君及び4番 大下正幸君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 藤井議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。  
議会運営委員長 金行哲昭君。
- 金行議会運営委員長 報告します。平成23年第4回定例会の運営につきまして、去る11月9日及び12月1日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので報告いたします。  
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり本日から12月22日までの15日間といたしました。議事の都合により、12月9日から11日及び12月14日から12月21日までを休会といたします。  
本定例会に付議されます案件は議案26件で、議案審議につきましてでございますが、議案第85号及び95号は、提案理由の説明の後、質疑を受け、お手元の付託表のとおり、それぞれ総務企画常任委員会と産業建設常任委員会に付託することにいたしました。また、議案第99号から109号までの11件は一括提案し、提案理由説明の後、質疑を受け、お手元の

付託表のとおり、予算常任委員会に付託することにいたしました。

その他の議案につきましては、委員会付託を省略することにいたしました。

次に、一般質問の取り扱いについては、13人から通告がありましたので、2日間の日程といたし、通告順に、12月12日が7人、13日を6人いたします。以上、報告を終わります。

○藤井議長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は15日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって会期は15日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第84号 安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第3、議案第84号「安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。本日、平成23年第4回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には御多用の中、御参集いただき、まことにありがとうございます。

平成23年も残すところ後わずかとなりました。現在、本市では、平成24年度に向けた当初予算の編成作業に着手しております。限られた財源を最大限に有効活用するため、厳正な施策の選択や重点化に徹した予算編成に努めてまいりたいと考えております。

さて本日は、条例及び補正予算関係の議案26件を提出いたしました。どうかよろしく御審議のほどお願いいたします。

議案第84号「安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、提案理由を御説明申し上げます。

本条例は、平成23年9月30日に人事院が行った国家公務員の給与改定に関する勧告に準じて、本市では、平成24年1月から職員の月例給を一定率引き下げ、また、平成24年4月から現給保障対象職員の保障支給額をおおむね2分の1とすると同時に、住居手当の支給対象を見直すものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 要点の説明を行います。初めに、添付しております説明資料に基づき、概要を御説明いたします。1ページをお開きください。太字部分を要点に説明いたします。

1、給与改正の基本的考えですが、人事院の給与勧告の意義と役割につきましては、公務員の地位の特殊性及び庶務の公共性にかんがみ、憲法で保障されている労働基本権のうち協約締結権及び争議権が制約されている代償措置とされているものでございます。下段の本市の取り扱いにつきましては、地方公務員は人事院にかわる機関として、人口15万人以上の市においては人事委員会が設置されますが、本市は人事委員会の機能は市長が行うこととなります。また本市の給料表は、国家公務員俸給表を準用しており、人事院勧告に基づき改訂することが最も合理的であると考えております。

2ページに、本年の人事院勧告の概要を記載しております。人事院勧告によりますと、民間との格差は減額の899円、率にしてマイナス0.23%とされています。これにより行政職、俸給表などについて民間の給与水準を上回っている50歳代を中心に40歳以上を念頭に置いた引き下げとなっております。

次に、給与構造改革に伴う現給保障額の見直しについて、来年4月1日以降、現給保障の算定となる額について引き下げ改訂が行われる給料月額を受けている職員を対象に、100分の99.1を乗じて得た額と改正前に受けていた給料との差額の2分の1を給料、その額が1万円を超える場合にあっては1万円を減じた額として支給するとされています。詳細につきましては、後ほど詳しく説明いたします。

次に、特別給、ボーナスについて。東日本大震災の影響を考慮して、改訂は見送りとされています。

次に、実施日と年間給与との調整について。実施日は公布の日の属する月の翌月の初日とされ、年間給与との調整については、減額改定の差額について12月の期末手当で減額調整を行うとされています。

3ページをお開きください。以上の人事院の勧告に伴う本市の取り扱いですが、月例給では準用しております国の行政職俸給表（一）及び公安職俸給表（一）に準じて、行政職及び消防職の減額改定を行い、40代前半から50代後半にわたり、月額300円から2,200円の減額となる給料表の改定となります。改定後で比較しますと、総支給額で平均0.266%引き下げ、月額約40万2,000円、期末勤勉手当を含む年額で約641万2,000円減額となります。現給保障額の変更についても、来年4月1日から現給補償額の2分の1とし、注1に記載しておりますとおり、本年4月1日と来年4月1日とで比較すると月額で71万4,000円、期末勤勉手当を含む年額で約1,138万8,000円の減額となります。

現給補償の説明は4ページをごらんください。この制度は、公務員給与に地場産業賃金を反映させるための地域間配分の見直しを行ったことにより生じたものです。平成17年給与勧告で新設し、平成18年4月1日から適用されております。下段の左の棒グラフをごらんください。従来は国家公務員の給料は全国一律に設定されておりました。これにより、民間給与水準が低いとされる北海道、東北などでは公務員給与は地場産業

に比べ高いという批判がございました。一方で、民間給料が高いとされる東京都などの大都市では、調整手当という手当を出しておりましたが、公務員給料が低いという状況が生じておりました。これを解消するために、現行給料を一律4.8%減額し、これを原資に大都市に勤務する職員を対象に3%から18%の地域手当を支給する構造改革を行ったものです。なお、国の制度では広島市内に勤務する職員は10%の地域手当が支給されますが、安芸高田市は広島市に隣接しているものの支給対象地に指定されていないため、安芸高田市職員の給料は実質4.8%減額した内容となっております。

次に、5ページをお開きください。給与構造改革による給料引き下げの経過措置のイメージ図を掲載しております。表において上段に年度を記載しておりますが、左端の18年度の欄をごらんください。この構造改革に伴い、現行給料に比べ、平均4.8%の引き下げが行われ、下の引き下げ後の給料となりますが、経過措置が設けられて現行給料を保障する差額支給がなされているものです。なお、平成19年度以降は引き下げ後の給料に定期昇給が加算してまいりますので、改正前の現行給料を定期昇給により突き抜けた時点で現給補償は終了するため、差額支給者は年々減少することとなります。平成21年度から平成23年度まで減額99.76、99.59、99.10と記載してありますが、これは平成21年度から給与額のマイナス勧告がなされており、制度導入前の現行給料を減ずるものでございます。来年4月1日からはこの現給補償額の2分の1を差額として支給する制度を導入するものです。なお、2分の1の額が1万円を超える場合にあつては1万円を減じた額といたしております。

3ページにお戻りください。中段の住宅の新築または購入に対する住居手当ですが、持ち家の取得などに係る住居手当につきましては月額2,500円を5年間に限り支給する制度です。国家公務員については平成22年度から廃止されてはいますが、広島県においては廃止の方向性を出しながら当面継続するとされています。本市においては、定住施策を推進していることや災害時の緊急対応のため、憲法で保障されている住居選択の自由はあるものの職員に対し市内居住の協力を要請していることから、持ち家の取得に係る住居手当を安芸高田市内に所在する住宅に限り支給したいとするものでございます。期末勤勉手当につきましては、改訂を見送っております。

次に特別職ですが、一般職員の給料月例給引き下げの改定率は低く、平成17年度から平成21年度まで市長で最大15%を行った減額措置の実績を踏まえ据え置くものとしております。減額措置の状況につきましては、7ページ、8ページに取りまとめておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、期末手当につきましても職員同様に改定を見送るものです。実施日につきましては、給料の改定は公布日の属する月の翌月の初日から、現給保障額及び住居手当の変更については平成24年4月1日から適用する

ものでございます。

続いて、9ページをお開きください。県内の市における取扱状況を取りまとめしております。真ん中の現給保障の減額などの欄ですが、大多数の市では現給保障の減額措置を平成24年度中に行わないとされています。これは広島県人事委員会が現給保障の減額措置を来年度は国の人事院勧告どおり実施しないことを勧告したことに準じたものと推測をいたしております。しかしながら、本市のラスパイレス指数は100を超えていることから、職員団体に協力を求め導入を決めたものです。なお、4月からの減額改定の差額について減額調整を行うことについては、県内で先行して現給保障の減額措置を行う効果額及び平成17年度から5年間行った独自の職員の給与減額措置の効果額を考慮し、来年1月1日からの給料減額措置といたしております。以上で説明資料に基づく内容説明を終わります。

次に、条例の一部改正をお開きください。2ページ上段の第15条は、規則において行う安芸高田市内に所在する住宅の新築または購入に対する住居手当の支給に関する一部改正でございます。中段から19ページまでが国家公務員俸給表に準じて改正する行政職給料表及び消防職給料表の新旧対照表でございます。300円から2,200円の減額となっております。

20ページをお願いいたします。附則第7項の改定において、来年の4月1日から現給保障額を2分の1に、その額が1万円を超える場合にあっては1万円を減額する規定でございます。附則は給料表の改定については来年の1月1日から、住居手当及び現給保障額の減額については来年の4月1日から施行するものでございます。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長

以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○藤井議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○藤井議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第84号「安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第85号 安芸高田市公文書等の管理に関する条例



○藤井議長 日程第4、議案第85号「安芸高田市公文書等の管理に関する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第85号「安芸高田市公文書等の管理に関する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、平成23年4月1日に施行された公文書等の管理に関する法律の趣旨に基づき、公文書は市民共有の知的資源であることを踏まえ、市民が自由に、また積極的に利用できる環境を整備するため、本市において新たに条例を制定するものであります。なお、制定に伴い安芸高田市情報公開条例、個人情報保護条例及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部をあわせて改正するものであります。よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

本案についてはお手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第86号 安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例

○藤井議長 日程第5、議案第86号「安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第86号「安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例」についての提案理由を御説明申し上げます。

本条例は、公職選挙法の趣旨に基づき、選挙運動費用の一部を公費で負担することにより、立候補の機会を拡充する環境を整備するため、本市において新たに条例を制定するものであります。よろしく御審議の上、適切なる御審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 要点説明を行います。初めに、添付しております説明資料に基づき概要を御説明いたします。

1ページをお開きください。公費負担に係る制度の趣旨は、資金がなくても立候補できるように考えられた仕組みで、公職選挙法に基づき条例を制定することにより選挙費用の一部を上限を設定し公費負担することができ、候補者が契約した業者から選挙管理委員会に請求書などが出され、選挙管理委員会から支払われる内容でございます。また、落選者も供託金没収点を超える票が得られれば、公費負担を受けられます。供託金没収点については下段の表にまとめております。

2ページをお願いいたします。広島県内自治体の市長における公費負担制度の導入状況をまとめておりますが、条例化されていないのは安芸高田市と江田島市のみとなっております。なお町長においては、公職選挙法に準用規定がありませんので導入されておられません。

3ページをお願いいたします。次に、市議会議員における公費負担制度の導入状況をまとめております。市長の公費負担制度の導入と同様に条例化されていないのは、安芸高田市と江田島市のみとなっております。なお町議会議員においては、町長と同様に公職選挙法に準用規定がありませんので、導入されておられません。また選挙運動用ビラの作成の公費負担については、公職選挙法で市長のみ準用規定が定められております。

公費負担の額については4ページをごらんください。上段の公職選挙法に準じた場合は、選挙運動用自動車の使用として、①のタクシーを利用した場合は1日6万4,500円の限度額です。タクシー使用以外では選挙運動用自動車の使用として②のレンタカーなどを借りた場合、1日1万5,300円、燃料代1日7,350円、運転者の雇用1日1万2,500円の限度額となっております。またポスターの作成として1枚当たりの基準単価510円48銭に掲示場設置数を乗じたものにポスター作製のデザイン原版料などとして30万1,875円を加えたものを掲示場設置数で除したものに掲示場設置数を乗じたものが公費負担の限度額となります。なお、安芸高田市のポスター掲示場は238カ所となっております。

以下に条例を制定しております市の状況を表にまとめております。安芸高田市の条例案は類似団体である庄原市、大竹市、竹原市と同額の内容といたしております。タクシーの利用については公職選挙法に準じず、レンタカーなどを借上げ、燃料の供給、運転者の報酬の合計額と同額といたしております。またポスター作製のデザイン料等の定額分はこれまでの作成費用などを勘案し10万625円と公職選挙法30万1,875円の3分の1といたしております。

5ページをお願いいたします。5ページには公職選挙法に準じた場合の市議会議員選挙において25名が立候補した場合の公費負担額を試算し比較をいたしております。

6ページには条例案により25名が立候補した場合の公費負担額を試算しております。

また7ページ、8ページにおいては、市長選挙において3名が立候補した場合の公費負担額を同様に試算し、比較をいたしております。

9ページ以降は根拠となります公職選挙法及び公職選挙法施行令の抜粋を添付いたしております。以上で説明資料に基づく内容説明を終わります。

次に条例をお願いいたします。先ほど説明いたしました内容により、公職選挙法の規定に準じて条例を作成いたしております。第1条は趣旨です。第2条から3ページ下段の第5条までが選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の規定です。第6条から4ページ上段の第8条までが市長に係ります選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の規定です。第9条から第11条までが選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の規定です。5ページ中段の第12条は前条までが1日及び1枚当たりの限度額を定めておりますので、選挙運動期間を通じた全体の公費負担の限度額を定める規定となっております。第13条は様式などについて選挙管理委員会に委任することを定めております。附則につきましては、安芸高田市市議会議員の選挙にあつては一般選挙から、安芸高田市長選挙にあつては次の選挙から適用することを定めております。以上で要点説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思ひます。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第86号「安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よつて本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第87号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第6、議案第87号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第87号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正す

る条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、行政改革実施計画に基づき取り組みを進めております基幹集会所の指定管理者制度導入について、このたび新たに甲田町の1施設について、条例の別表中の管理を行う者を「市長」から「指定管理者」に改めるとともに、「船木ゆめ広場」ほか11施設の利用料金を新たに定めるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 条例の改正内容について御説明いたします。別表第1の改正でございますが、甲田町の深瀬コミュニティ会館の管理を行うものを市長から指定管理者に改めるものでございます。この集会所は、来年度から新たに指定管理に移行したい施設で、指定管理者の募集を行いたいとするものでございます。

次に、別表第2の改正ですが、現在、高宮町の「船木ゆめ広場」ほか11施設についてはこれまで利用料金を定めておりませんでした。これは指定管理者の運用実態として、利用料金の収受がなされていなかったことに起因しているものでございます。普通公共団体は公の施設の利用に係る利用料金を指定管理者の収入として収受させることができ、この場合、あらかじめ公の施設の利用に関する利用料金の上限額を条例に規定する必要がございます。次期、指定管理機関においては利用料金の収受を検討されている指定管理者があることから、このたび利用料金を定めるものでございます。なお、旧町単位で利用料金が異なるのは基幹集会所は旧町単位で間取り及び利用実態において違いがあることから、旧町の例により利用料金を設定していることによるものでございます。以上で要点説明を終わります。

○藤井議長 以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第87号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第88号 安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第7、議案第88号「安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第88号「安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、行政改革推進計画に基づき取り組みを進めております地区集会所の地元譲渡について、その手続が完了したことに伴い、関係条例の改正を行うものであります。今回、八千代町の下土師集会所を地元へ無償譲渡したことから、安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の別表に規定している当該集会所を削除するものでございます。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 条例の改正内容について御説明いたします。地区集会所であります八千代町の下土師集会所を地域へ無償譲渡するため条例から削除するものでございます。無償譲渡する地縁団体は、下土師上の地縁団体で大下嘉治代表となっております。なお、9月定例会において地方自治法第180条の規定に基づき、地区集会所を地縁団体に無償譲渡すること及び当該集会所の敷地が私有地である場合は、当該敷地を当該地縁団体に無償貸し付けを行う場合の専決処分の委任を受けております。無償譲渡を行う場合には、安芸高田市地区集会所設置及び管理条例から当該地区集会所を削除し、行政財産から普通財産にする必要があります、これを含めて委任を受けているという解釈ができますが、条文に明確に規定されていないという疑義が生じました。このため、不明確な部分は議決を得ておくことが必要であると判断し、このたびこの条例の提案を行ったものでございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第88号「安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第89号 安芸高田市美土里山村開発センター条例を廃止する  
条例

○藤井議長 日程第8、議案第89号「安芸高田市美土里山村開発センター条例を廃止する条例」の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第89号「安芸高田市美土里山村開発センター条例を廃止する条例」の提案理由の御説明を申し上げます。  
本案は、平成24年度において実施予定の美土里支所周辺整備事業に伴い、安芸高田市美土里山村開発センターを解体除却するため廃止するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 条例の改正内容について御説明いたします。  
美土里支所周辺を地域拠点と位置づけ、行政、福祉、医療、商業などの日常生活を支える機能の集積を図るため、平成24年度から美土里支所周辺整備事業を実施する予定でございます。これに伴い、建築後30年以上が経過し、老朽化が著しく安全性の確保が懸念される安芸高田市美土里山村開発センターを廃止し、解体除却するものでございます。なお、解体後の跡地へは安芸高田市消防団美土里第2分団詰所などを整備する予定でございます。以上でございます。  
以上で要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
6番 水戸眞悟君。

○水戸議員 6番です。この条例改正につきましては、先般来、美土里支所周辺の整備事業ということでそのマスタープランも示されておりますし、地域住民あるいは旧美土里町民にとっては非常に重宝であったこの山村開発センターの解体ということになるようでございます。平成24年度4月1日

からということですから、当然、閉館になるということであろうというふうに考えますが、ちょうどその春先の時期等々を含めて非常に調理室、こういったところを地域の人が重宝に利用されておるという実態もございますのでお伺いをいたします。解体の時期あるいはこの整備事業の着手の時期等々を含めて、おおむね新年度の何月ごろに向けてこの解体あるいは整備事業が着手されるのかということと、もしそれが若干の4月1日以降の期間があるのであれば、その間に特別なイベント事業であったり地域の希望等があったとして、その一部大集会室ないしは調理室といったようなところが利用可能かどうか、そういったところについてお伺いいたしますのでございます。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 山村開発センターの利用の皆様につきましては、先般来、お集まりいただき事業の概要の説明をいたしておるところでございます。

基本的に山村開発センターの解体につきましては、9月の補正予算で設計費の議決をいただいております、4月早々には解体したいと考えておりますが、詳細の日程が決まりますと、地域の方と解体の時期など、また利用の方法などについては協議をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第89号「安芸高田市美土里山村開発センター条例を廃止する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第90号 安芸高田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第9、議案第90号「安芸高田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第90号「安芸高田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、「安芸高田市災害弔慰金の支給等に関する条例」の一部を改正するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長 それでは、議案第90号の要点の御説明を申し上げます。

本案は、国におきまして暴風雨、豪雨、洪水、地震、津波等の自然災害により死亡した遺族に対し支給される災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が公布されましたことから、関係する安芸高田市災害弔慰金の支給等に関する条例につきましても、その一部を改正するものでございます。議案書の改正後、改正前の比較表により御説明をいたします。

第4条につきましては、弔慰金を支給する遺族の範囲とその順位を規定しておりますが、今回の改正では、次のページになりますが、第1項に第3号が新たに追加され、死亡者に配偶者、子、父母、孫または祖父母がいない場合にあって兄弟姉妹がいるときは死亡者と死亡当時に同居または生計を同じくしていた場合に限り、その兄弟姉妹にも弔慰金が支給されることとなりました。また、前第1項の1号の括弧書きの文言の追加につきましては、この3号におきまして兄弟姉妹の扱いについて明記されましたことから追加をするものでございます。

なお、この条例の適用時期につきましては、国の改正法が東日本大震災の被災者にも適用するよう平成23年3月11日から適用されることとなっておりますことから、同様に附則において平成23年3月11日からの遡及適用とするものでございます。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第90号「安芸高田市災害弔慰金の支給等に関する条例の



一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議案第91号 安芸高田市老人憩の家設置及び管理条例を廃止する  
条例

○藤井議長 日程第10、議案第91号「安芸高田市老人憩の家設置及び管理条例を廃止する条例」の件を議題といたします。  
この際議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第91号「安芸高田市老人憩の家設置及び管理条例を廃止する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。  
本案は、向原生涯学習センターの新築工事に伴い、安芸高田市老人憩の家を廃止するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長 それでは、議案第91号につきまして要点の御説明を申し上げます。  
現在、向原老人憩の家は地元坂1区にその管理を委託しておりますが、このたびの（仮称）向原生涯学習センターの整備事業に伴い、向原老人憩の家はこれを解体撤去することとしておりますことから、本条例を廃止するものでございます。なお、廃止の時期につきましては、附則により平成24年4月1日から施行するものでございます。以上で要点の説明終わります。

○藤井議長 以上で要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
（質疑なし）

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
（異議なし）

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
（討論なし）

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第91号「安芸高田市老人憩の家設置及び管理条例を廃止する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。  
この際、11時10分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時55分 休憩

午前 11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第92号 土地改良事業の廃止について

○藤井議長 日程第11、議案第92号「土地改良事業の廃止について」の件を議題といたします。

この際議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第92号「土地改良事業の廃止について」の提案理由を御説明申し上げます。

本案は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の事業メニューを活用し、美土里町桑田地区において、総合鳥獣被害防止施設の実施を土地改良計画を立て進めておりましたが、国の要綱要領が改正され、事業メニューが廃止されたため、やむなくこの土地改良事業を廃止するものでございます。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

産業振興部長 清水勝君。

○清水産業振興部長 それでは、議案第92号の要点説明を行います。議案の2ページ、3ページをお開きください。今回、土地改良事業の廃止をする計画書の概要について記述させていただいております。

第1章として廃止の理由でございます。廃止しようとする事業の概要でございますが、農業の生産基盤である耕地において、中山間地という状況から鳥獣害による農作物被害が多く、農業収益の減収を招いております。被害防止のため防止柵を設置し農作物被害の軽減に努め、農業収益の増加及び営農経費の削減を図るということで、美土里町桑田地域全域を事業対象として鳥獣害防護柵の設置を定めたものでございます。事業主体については、安芸高田市でございます。総事業費が、7,545万円。工種が総合鳥獣被害防止施設ということでございます。補助事業については、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、桑田地区。総事業量として、延長が17.6キロメートル。地域の施工同意につきましては、平成22年3月31日に同意をいただいております。工期につきましては、平成

22年度から平成24年度と3カ年の計画でございました。受益面積が、62.2ヘクタール、受益戸数が71戸でございます。施設構造につきましては、1.9メートルのメッキフェンスを行うということであります。

第2節で廃止の理由でございますが、この農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の事業メニューの総合鳥獣被害防止施設が、先ほど提案理由による説明がありましたように、国のほうのメニューから外れたということが廃止の理由でございます。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

6番 水戸眞悟君。

○水戸議員 この事業の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金について、桑田地域の皆さん方にとりましては、非常に鳥獣被害の防止対策としては期待をされておったところでございます。残念ながら、国のメニューからこの部分が外れたということで実施不可能になったということで事業の廃止という手はずになったのであるということについては理解をしておるところでございますけれども、地元の皆さん方の要望が非常に強かっただけに残念な部分がございますので、ただ今の説明の中で聞き取ることができませんでしたが、これの代替の事業をどのように対応されておるのか。またその代替の事業の実施時期ないしは本事業との自己負担部分の差、こういったところについて御説明を求めます。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

産業振興部長 清水勝君。

○清水産業振興部長 この事業の廃止に伴いまして、国のほうでは鳥獣被害防止総合対策交付金という事業に一本化をされております。この事業につきましては、平成23年度から全体的に100億円弱の国の補助事業となっております。それを活用いたしまして、この桑田地域につきましても平成23年度から現在事業のほうを実施させていただいておるところでございます。本年度につきましては5,800メートルの施工ということで、桑田地域については事業申請をいただいております。負担割合でございますが、いずれの事業につきましても国が55%、地元負担が20%ということの負担割合は変わりませんが、ただプロジェクト支援交付金事業につきましては施工費も補助対象となっておりましたが、それにとってかわった鳥獣被害防止総合対策交付金につきましては材料費のみということでございますので、地元負担が20%と言えども、事業の変更によって地元の負担というのはふえておるところでございますが、この点につきましては地元のほうに説明を申し上げ、御理解をいただいております。

今後この事業が継続されるようであれば、おおむね3カ年で完了できるものというふうに現在考えておるところでございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第92号「土地改良事業の廃止について」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第93号 字の区域の変更について【経営体育成基盤整備事業  
小原2期地区（下迫工区）】

○藤井議長 日程第12、議案第93号「字の区域の変更について【経営体育成基盤整備事業小原2期地区（下迫工区）】」の件を議題といたします。

この際議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第93号「字の区域の変更について【経営体育成基盤整備事業 小原2期地区（下迫工区）】」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、県営圃場整備事業である【経営体育成基盤整備事業 小原2期地区（下迫工区）】の実施に伴い、従来の地形が変更され、字界が不明となったので、圃場整備後の区画にあわせて、字界を変更するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

産業振興部長 清水勝君。

○清水産業振興部長 それでは議案第93号の要点説明を行います。説明資料で概要説明を行わせていただきます。説明資料の1ページをお願いいたします。

字の区域の変更を必要とした理由ということでつけさせていただきます。当該字界変更区域において、下記のとおり圃場整備事業の実施に伴い、従来の地形が変更され字界が不明となったので、圃場整備後の区画にあわせて、字界を変更するものでございます。

事業主体については、広島県でございます。事業名が、経営体育成基盤整備事業。地区名（工区名）が小原2期地区の下迫校区でございます。事業面積につきましては、19.9ヘクタールでございます。事業費が、2

億1,400万円。計画年度が平成19年度から平成23年度となっております。

2ページに位置図のほうをつけさせていただいております。甲田町の小原地区ということで、吉田口駅の向原寄りの下迫工区、県道広島三次線と芸備線との間の19.9ヘクタールの地域でございます。

3ページをお願いいたします。非常に図面が小さくて見えにくくて申しわけございませんが、小原2期地区下迫工区の字界変更区域図を添付させていただいております。右上の凡例のほうに書いておりますが、変更前の字と変更後の字ということで着色をさせていただいております。着色部分につきましては、字の変更をする部分でございます。それぞれ圃場整備完了後の道水路や圃場に合わせて字界を大幅に設計をするということにしております。

その詳細につきましては、議案の2ページ、3ページをお願いいたします。字の区域の変更調査ということで、次の表の上段に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更するということにしております。上欄の字、それからそれぞれかかる地番、これについて下段の字にそれぞれ上欄に明記してある地番が変わるということで御理解をいただきたいというふうに思います。以上で要点説明を終わります。

○藤井議長 以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第93号「字の区域の変更について【経営体育成基盤整備事業小原2期地区(下迫工区)】」の件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第94号 安芸高田市市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第13、議案第94号「安芸高田市市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第94号「安芸高田市市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、地方分権2次一括法の制定に伴い、本条例の根拠法令である土地改良法の一部改正が平成23年11月30日に施行されたため、条文の字句の訂正を行うものでございます。よろしく御審議の上、適切なる審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
産業振興部長 清水勝君。

○清水産業振興部長 議案第94号の要点説明を行います。

この条例につきましては、安芸高田市が事業主体で行う土地改良事業につきまして、この条例によって事業に要する経費に充てるため、その地区内にある土地につきその組合員に対して金銭、賦役または現品を賦課徴収することができるというこの条例でございます。改正前、改正後の表にまとめさせていただいております。第1条につきましては趣旨でございますが、下線が引いてある部分、土地改良法の準用規定でございますが、第96条の4が第96条の4第1項に変更をされております。これにつきましては、土地改良法の第96条の4第1項に新たに災害のため急速に農用地または土地改良施設の災害普及事業を行う必要がある場合には応急工事計画を定めてその事業を行うことができるというものが追加されたことによる変更でございます。

2ページをお願いいたします。第3条につきましては、転用農地に係る賦課金の記述でございます。圃場整備事業を行って8年を経過しない間に転用された場合につきましても賦課金を徴収できるという内容のものでございます。右側の下線部分、法第113条の2第2項の規定が法第113条の2第3項の規定に変わっております。これにつきましては、工事完了の公告について都道府県知事で行ったものを市町村長に改められたものでございます。第5条に急施の場合の特例ということでございます。第5条法第96条の4につきましては、先ほどの第1条と同じで96条の4第1項が追加されたということと、法第49条が法第88条に変更になっております。これは土地改良区が行う事務について都道府県または市に変わったということの変更でございます。

改正の主な内容につきましては、都道府県知事が行うべき手続については市町村長に、改良区が行うべき事務については都道府県市町村に改める内容に土地改良法のほうが改正をされたものによるものでございます。以上で要点説明を終わります。

○藤井議長 以上で要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第94号「安芸高田市市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 議案第95号 安芸高田市定住促進団地の分譲に関する条例

○藤井議長 日程第14、議案第95号「安芸高田市定住促進団地の分譲に関する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第95号「安芸高田市定住促進団地の分譲に関する条例」の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、現在、造成工事を発注しております向原町の市営向ヶ丘住宅の跡地を活用した定住促進団地の分譲を行うに当たり、必要な条例を新たに制定するものであります。

本団地につきましては、従来の賃貸型住宅施策から、子育て世帯や「婚活」世帯を支援するための分譲団地の整備を行うことにより、安芸高田市の人口増加及び定住促進を図り、地域の活性化を推進するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

本案についてはお手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議案第96号 安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第15、議案第96号「安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第96号「安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、吉田町にあります市営左円住宅の用途廃止に伴い、安芸高田市営住宅条例の別表に規定しております、市営住宅の名称及び位置を削除するために、条例の一部を改正するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 それでは、要点の御説明をいたします。市営左円住宅の削除の関係でございます。

市営左円住宅は、昭和34年建設の耐用年限30年を超えた木造平家建て6棟11戸の住宅でございました。本年度解体工事を実施し、11月に工事が完了したところでございます。市営住宅としての行政財産の用途がなくなりましたので、別表、市営住宅の名称及び位置の欄にあります名称の左円住宅1の安芸高田市吉田町吉田164番地を削除するため、条例の一部改正を行うものでございます。なお、附則としまして公布の日から施行するとしております。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第96号「安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第97号 安芸高田市公民館条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第16、議案第97号「安芸高田市公民館条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。



- 浜田市長 議案第97号「安芸高田市公民館条例の一部を改正する条例」についての提案理由を御説明を申し上げます。
- 本案は、美土里北生公民館を廃止することに伴い、安芸高田市公民館条例の一部を改正するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。
- 藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
- この際、担当部長から要点の説明を求めます。
- 教育次長 沖野和明君。
- 沖野教育次長 それでは、要点の御説明をいたします。行財政改革推進計画における公共施設の適正配置に基づき廃止をするものでございます。改正比較表で説明をさせていただきます。2ページをごらんください。
- 別表第1は公民館の名称及び位置を定めておりますが、美土里北生公民館を廃止するものでございます。別表第2は使用料を定めておりますが、廃止に伴い、美土里北生公民館の使用料を削除するものでございます。附則で条例施行は平成24年4月1日としております。以上で説明を終わります。
- 藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。
- これより質疑に入ります。質疑はありますか。
- 6番 水戸眞悟君。
- 水戸議員 本案でございますが、先般来の地域住民への説明会等々におきましてやむなしといったことの理解は得られておるように私も理解はいたしております。端的に申し上げますが、これが閉館になった場合の今後の解体撤去、更地にするといったような案件につきましてはどのようにお考えでしょうか。お伺いします。
- 藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
- 教育次長 沖野和明君。
- 沖野教育次長 条例を議決いただいたのちは予算の編成を通じまして財源等を考慮しながら解体時期について検討をしてみたいと考えております。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。
- 6番 水戸眞悟君。
- 水戸議員 検討いたしますということでございます。取り組んでいただけるんだろうと思います。
- ところで、このところには実は先般来、給食調理場、もう1点は北生診療所、これらが隣接しておりまして、それに勤労者体育センター。すぐ隣にひまわり保育所。園児は毎日元気に通園をしております。またスクールバスの乗降バス停もあるわけでございます。夜間は非常に暗いといった部分もございまして。そういったような観点からしますと、いわゆる廃屋化した公共建物が3つあることになるんでございます。もちろん子どもたちの生活環境というか、保育所の園児たちの安全・安心も考える必要がございまして、そういった観点あるいは風紀上の問題も含め、昨今の新聞紙上では幼児あるいは子どもを対象とした犯罪もふえている

ようでございますが、そのような状況の中で、できるだけ早目にこの3つの施設の解体あるいは有効利用方法を含め、整備していただく必要があるのではないかとこのように常日ごろ考えておるところでございますが、その辺の3つ施設があるわけでございますが、教育委員会ばかりがこの対応ではないと思っておりますけれども、そういった観点から、今後の解体撤去を含めた整備、そういった部分について市長のお考えを伺います。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

浜田市長。

○浜田市長

解体については地元の有効活用かということをしっかり確かめながら、危険な物についてはできるだけ早く解体していきたいと。予算も伴いますので、順番を決めてしっかり地元の方と相談しながら解体もしていきたいと思っております。有効活用ができるかどうかということもしっかり相談していきますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

6番 水戸眞悟君。

○水戸議員

質疑の意味合いはよく理解はいただいております。無論、予算であったり時期にあたりしては現在のところ明確な回答はできないと言われるのは当然の回答、答弁であろうかと思っております。しかしながら、現実の現場の実態というものは非常に閑散として、ペンペン草が生えた公共施設が3つ並んでおると。もちろん勤労者体育センターにつきましても管理者を置かずには今は鍵の預かりといったような形でございますので、地域の実情をよく御勘案いただいて、今後とも早い時期にその対処方法を考えていただきたいということを申し添えて終わります。

○藤井議長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第97号「安芸高田市公民館条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第98号 安芸高田市向原若者定住環境整備施設設置及び管理条例を廃止する条例

- 藤井議長 日程第17、議案第98号「安芸高田市向原若者定住環境整備施設設置及び管理条例を廃止する条例」の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 議案第98号「安芸高田市向原若者定住環境整備施設設置及び管理条例を廃止する条例」についての提案理由を御説明申し上げます。  
本案は、(仮称)向原生涯学習センターの新築工事に伴い、安芸高田市向原若者定住環境整備施設を廃止するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。
- 藤井議長 以上をもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
教育次長 沖野和明君。
- 沖野教育次長 要点の御説明をいたします。平成24年度におきまして予定されております(仮称)向原学習センター新築工事に伴いまして、予定地内にもあり、また外部の改修も予定されております向原若者定住環境整備施設を廃止するものでございます。附則で条例施行は平成24年4月1日としております。以上で説明を終わります。
- 藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)
- 藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)
- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第98号「安芸高田市向原若者定住環境整備施設設置及び管理条例を廃止する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 藤井議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第18 議案第99号 平成23年度安芸高田市一般会計補正予算(第4号)  
日程第19 議案第100号 平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
日程第20 議案第101号 平成23年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

- 日程第21 議案第102号 平成23年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算  
(第2号)
- 日程第22 議案第103号 平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予  
算 (第2号)
- 日程第23 議案第104号 平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正  
予算 (第2号)
- 日程第24 議案第105号 平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業  
特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第25 議案第106号 平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補  
正予算 (第2号)
- 日程第26 議案第107号 平成23年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正  
予算 (第1号)
- 日程第27 議案第108号 平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予  
算 (第2号)
- 日程第28 議案第109号 平成23年度安芸高田市水道事業会計補正予算 (第2  
号)

○藤井議長 日程第18、議案第99号「平成23年度安芸高田市一般会計補正予算(第4号)」の件から日程第28、議案第109号「平成23年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第2号)」の件までの11件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第99号「平成23年度安芸高田市一般会計補正予算(第4号)」についての提案理由を御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、8億8,169万1,000円を追加し、予算の総額を259億5,828万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、市税2,600万円、地方交付税18万7,000円、国庫支出金2億3,796万5,000円、県支出金2,482万1,000円、財産収入767万5,000円、繰越金2億5,810万5,000円、諸収入834万3,000円、市債4億8,850万円をそれぞれ追加し、地方特例交付金2,296万6,000円、分担金及び負担金181万7,000円、繰入金1億4,512万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出につきましては、総務費5億6,527万4,000円、民生費1億8,472万3,000円、衛生費397万7,000円、商工費30万6,000円、教育費1億3,675万1,000円、災害復旧費5,369万5,000円をそれぞれ追加し、議会費505万4,000円、農林水産費4,458万7,000円、土木費567万円、消防費772万4,000円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、繰越明許費の補正であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業費として、2,180万円を

繰越明許費とするものであります。

また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を56億8,860万円と定めるものでございます。

次に、議案第100号「平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、7,966万4,000円を追加し、予算の総額を39億2,757万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、国民健康保険税800万円、国庫支出金555万7,000円、県支出金50万8,000円、療養給付費等交付金8,243万6,000円、をそれぞれ追加し、繰入金1,683万7,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費385万6,000円、保険給付費7,657万2,000円をそれぞれ追加し、保健事業費76万4,000円を減額するものであります。

次に、議案第101号「平成23年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、810万8,000円を追加し、予算の総額を4億1,777万円1,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰越金810万8,000円を追加するものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金699万円、諸支出金111万8,000円をそれぞれ追加するものであります。

次に、議案第102号「平成23年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,011万9,000円を追加し、予算の総額を39億3,339万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金817万8,000円、支払い基金交付金855万円、県支出金568万7,000円、繰入金568万7,000円、繰越金2,201万7,000円をそれぞれ追加するものであります。

歳出につきましては、総務費2,156万9,000円、保険給付費2,855万円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、議案第103号「平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、68万7,000円を追加し、予算の総額を4,184万2,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰越金68万7,000円を追加するものであります。

歳出につきましては、諸支出金68万7,000円を追加するものであります。

次に、議案第104号「平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計

補正予算（第2号）」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、8,935万7,000円を減額し、予算の総額を4億5,731万3,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰越金9万3,000円を追加し、国庫支出金4,455万円、繰入金2,410万円、市債2,080万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出につきましては、諸支出金9万3,000円を追加し、施設費8,945万円を減額するものであります。

次に、繰越明許費の補正であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業費として、7,850万円を繰越明許費とするものであります。また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を、1億1,070万円と定めるものであります。

次に、議案第105号「平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1,525万9,000円を減額し、予算の総額を5億5,617万3,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫補助金95万円、繰越金4万1,000円をそれぞれ追加し、繰入金625万円、市債1,000万円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、諸支出金4万1,000円を追加し、施設費1,530万円を減額するものでございます。また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を、7,290万円と定めるものでございます。

次に、議案第106号「平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、29万2,000円を追加し、予算の総額を3億8,768万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金26万1,000円、繰越金3万1,000千円をそれぞれ追加するものであります。

歳出につきましては、施設費26万1,000円、諸支出金3万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

次に、議案第107号「平成23年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、279万5,000円を追加し、予算の総額を2億7,990万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金277万円、繰越金2万5,000円をそれぞれ追加するものであります。

歳出につきましては、施設費277万円、諸支出金2万5,000円をそれぞれ追加するものであります。

次に、議案第108号「平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1,616万9,000円を減額し、予算の総額を5億4,774万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰越金15万5,000円を追加し、分担金及び負担金788万円、繰入金844万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出につきましては、諸支出金15万5,000円を追加し、施設費1,632万4,000円を減額するものでございます。

最後に、議案第109号「平成23年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明をいたします。

本案は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出につきまして、既決予定額は2億6,250万5,000円で、補正予定額265万2,000円を増額し、予定総額を収入、支出それぞれ2億6,515万7,000円とするものでございます。

予算第4条に定めた資本的収入につきまして、既決予定額は1億6,802万5,000円で、補正予定額4,200万円を増額し、予定総額を2億1,002万5,000円とするものであります。

資本的支出につきましては、既決予定額、2億6,769万4,000円で、補正予定額5,220万円を増額し、予定総額を3億1,989万4,000円とするものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億986万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,051万1,000円、当年度分損益勘定留保資金8,027万6,000円、建設改良積立金1,908万円2,000円で補てんするものであります。

次に予算第5条に定めた起債の限度額の既決予定額9,550万円に補正予定額4,550万円を増額し、予定総額を1億4,100万円とするものであります。以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
本案11件についてはお手元の付託表のとおり、予算常任委員会に付託して審議することにいたします。

○藤井議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。  
次回は12月12日午前10時から再開いたします。

○藤井議長 それでは、大変御苦勞さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午後 0時00分 散会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員